小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第４１８号

さいたま市北区宮原町２丁目116番地２ラ・ヴィラ宮原102（認可時の住所さいたま市北区日進町２丁目1651番地１第13大宮ハイツ205号）

再生債務者　笹島　健司

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年６月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年３月30日

さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第１１５号

堺市北区蔵前町２丁17番１―305号（前住所）

埼玉県熊谷市末広３丁目11番４号レフィナード末広101号

再生債務者　及川　次夫

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年３月29日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再イ）第３３号

北海道旭川市豊岡14条４丁目５番17号　マジョリカＢ棟205号室

再生債務者　千田　朋也

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年３月30日　　旭川地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第９号

栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3541番地５

再生債務者　浅川　晋宏

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年３月30日

宇都宮地方裁判所真岡支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第３号

兵庫県西宮市宮西町１番６号

再生債務者　平　　聖子（旧姓茂木）

1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月17日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月24日から平成30年５月８日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成３０年（再ロ）第２号

さいたま市浦和区常盤２丁目11番25―203号（旧住所さいたま市浦和区東仲町６番11―203号）

再生債務者　山中　有理

1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月19日まで

4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月15日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第２号

埼玉県羽生市大字上岩瀬1363番地５

再生債務者　清水　真紀

1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで

4　一般異議申述期間　平成30年５月９日から平成30年５月30日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（再ロ）第７号

広島県廿日市市地御前１丁目24番24号

再生債務者　遠藤　　剛

1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで

4　一般異議申述期間　平成30年５月２日から平成30年５月16日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再ロ）第９号

福岡市東区筥松３丁目９番28―203号

再生債務者　福田　実月

1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで

4　一般異議申述期間　平成30年５月２日から平成30年５月10日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第６号

鹿児島県鹿児島市明和４丁目10番３―302号

再生債務者　西森　　功

1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月27日まで

4　一般異議申述期間　平成30年５月11日から平成30年５月18日まで

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第６号

名古屋市緑区鳴海町字諏訪山116番地　グローリアス鳴海諏訪山303号

再生債務者　山口　康彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年４月19日まで

平成30年３月29日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第１号

新潟県新発田市西園町３丁目15番９号プレジャー203

再生債務者　小澤　秀一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年４月20日まで

平成30年３月30日

新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（再ロ）第２号

兵庫県尼崎市東園田町８丁目80番地の10

再生債務者　大道　義之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年４月20日まで

平成30年３月30日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成３０年（再ロ）第７号

大阪市平野区加美鞍作２丁目７番20号

再生債務者　倉本　晃基

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年４月26日まで

平成30年３月29日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１４号

堺市西区浜寺南町２丁125番地14

再生債務者　松浦　豊恵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月29日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第９号

兵庫県西宮市松山町11番17―412号

再生債務者　流郷　俊彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２２年（再ロ）第１０号

秋田市将軍野向山13番22号ロイヤルパレス将軍野Ａ203、認可決定時の住所　秋田市外旭川字神田573番地９

再生債務者　工藤　靖博

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年２月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年３月30日

秋田地方裁判所民事第２部